（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第32号（第32条関係 ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

財務大臣 殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（郵便番号　　　-　　　　）

届出者　　住　所

電話番号（　　　）　　－

商号又は名称

氏　　　　名

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、商号又は名称

法定代理人の代表者の住所及び氏名

（ 登録番号　　　　　　　　　　　　 ）

製造たばこ販売届出書

たばこ事業法施行令第４条第７項の規定により下記の製造たばこについて販売を行いますので届け出ます。

記

　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 製 造 た ば こ の 品 目 | | | 小　売  定　価 | 算　　出　　内　　訳 | | | | | | 発売予定  年月日 | 製造国  （地） | 製造者 | 購入先 | 備考 |
| 製造たば  この区分 | 名　　称 | 製品の  区　分 | 最高販売価格  又は輸入価格 | 関 税 | たばこ税 | 地　　方  たばこ税 | 消費税 | その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（備考）１　製造たばこの品目欄の製造たばこの区分欄には、たばこ税法（昭和５９年法律第７２号）第２条第２項に規定する製造たばこの区分に応じて記載すること。

２　製造たばこの品目欄の製品の区分欄には、フィルター又はマウスピースの有無（フィルターがある場合にはＦ、マウスピースが有る場合にはＭＰの記号、フィルター又はマウスピースが無い場合は無記号）、巻のサイズ（ｍｍ単位の数字。ただし、レギュラーサイズ（７０ｍｍ程度）はＲ、ロングサイズ（８０ｍｍ程度）はＬ、キングサイズ（８５ｍｍ程度）はＫ、スーパーキングサイズ（１００ｍｍ程度）はＳＫの記号）、本数及び課税標準に換算する重量（葉巻たばこを除く。）（ｇ単位の数字）を記載すること。なお、包装形態により品目を区分したいときは、その形態（例．ソフトパック、ハードパック等）を記載すること。

３　算出内訳欄の最高販売価格又は輸入価格欄には、法第９条第１項（同条第６項において準用する場合を含む。）に規定する最高販売価格又は法第３４条第１項第２号に規定する輸入価格を記載すること。

４　算出内訳欄のたばこ税欄には、たばこ税法に規定するたばこ税に相当する金額及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成１０年法律第１３７号）に規定するたばこ特別税に相当する金額の合計金額を記載すること。

５　算出内訳欄の地方たばこ税欄には、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２章第５節に規定する道府県たばこ税に相当する金額及び同法第３章第４節に規定する市町村たばこ税に相当する金額の合計金額を記載すること。

６　算出内訳欄の消費税欄には、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する消費税に相当する金額及び地方税法第２章第３節に規定する地方消費税に相当する金額の合計金額を記載すること。

７　算出内訳欄のその他欄には、他の算出内訳欄に記載されない金額を記載すること。

８　算出内訳欄のうち、小売定価算出の基礎とならない欄には、「－」を記載すること。

９　算出内訳欄の各欄の数値は、円位未満第２位までとし、それ未満は切り捨てること。

１０　算出内訳欄の各欄には、記載数値の次に（　　）を設け、小売定価の構成比を１００分比で記載すること。

１１　外国通貨により表示された輸入価格の本邦通貨への換算は、販売届出書を財務大臣に提出する日の属する週に適用される関税定率法施行規則（昭和４４年大蔵省令第１６号）第１条の規定により税関長が公示する外国為替相場によること。

１２　備考欄には、葉巻たばこの場合について、その１品目当たりの正味重量を記載すること。

１３　複数の品目について認可を申請するときは、様式中の表を横線により区分して記載すること。記載しきれないときは、この様式中の表の例により作成した書面に記載して添付すること。この場合の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。